

第4章

都立高等学校等における 特別支援教育推進体制の整備

第4章 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備

1 都立高等学校等における特別支援教育の推進

【現状と課題】

平成 21 年 8 月の「特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ」(文部科学省)の報告によると、高等学校進学者のうち特別な支援を要する生徒の割合は約 2%と報告されており、全日制に比べて定時制や通信制では相対的に高い割合であるとの結果を得ています。都においても、これまでに実施した国の委嘱によるモデル事業の結果や学校との情報交換などから、チャレンジスクールやエンカレッジスクール^a、昼夜間定時制高等学校には、発達障害の生徒が相当程度在籍しているものと推測されます。

このような中、全国的に高等学校等における特別支援教育の体制整備の充実が課題になっています。都立高等学校においては、平成 20 年度以降、すべての都立高等学校等で特別支援教育コーディネーターの指名と校内の特別支援教育に関する検討委員会の設置が行われました。一方、個別指導計画と個別の教育支援計画の作成と活用は、モデル事業を実施した都立高等学校では、心理の専門家等の助言を受けながら作成・活用が進められていますが、その他の都立高等学校等においては、今後の充実が望まれています。

このため、都立高等学校等における特別支援教育を推進していくためには、これまで実施したモデル事業の成果の普及・拡充に努めるとともに、発達障害の生徒に対する適切な指導や必要な支援の方策等について、都立高等学校等における特別支援教育体制の更なる充実を図る必要があります。

【表 13 都立高等学校等における特別支援教育推進体制(平成 21 年度)】

特別支援教育コーディネーターの指名	特別支援教育に関する委員会の設置	個別指導計画の作成	個別の教育支援計画の作成
100%	100%	10%	9%

また、発達障害の生徒の場合、就労後に仕事や対人関係で大きな悩みを抱えるようになり、それが自尊感情の低下や孤立感等を深める原因となっており、離職やひきこもり等につながる懸念されることから、在学中から社会生活(学校生活)や就労への適応力向上のための指導・支援体制を整備し、キャリア教育及び就労支援等の充実を図る必要があります。

平成 21 年 3 月に告示された新しい高等学校学習指導要領においても、学校全体で特別支援教育に取り組むための校内支援体制の整備、生徒一人一人の実態等に応じた指導の充実、交流及び共同学習の推進が改訂の内容として示されています。

高等学校進学率が 100%に近い現状を踏まえれば、今後は小・中学校と同様に、都立高等学校等にも発達障害の生徒が相当程度在籍することを前提として、校内体制の整備や個別指導計画等に基づく指導と支援の実施、進路指導の充実など、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の整備を図る必要があります。

【改善の方向及び計画】

(1) 都立高等学校等における特別支援教育推進体制の基本的な考え方

ア 発達障害の生徒一人一人に応じた教育の充実

発達障害の生徒一人一人が示す状態像は様々ではありません。このため、一人一人の障害の状態に応じたきめ細かい支援が必要になります。

また、一般的には、発達障害の生徒はストレスに弱い傾向があり、いじめやからかい等の周囲の対応によって、学習意欲の低下や不登校、睡眠障害などの二次障害を併発することもあります。

一方、発達障害の生徒の中には、学習面では特に問題がなく、むしろ得意な教科の知識や技能に秀でている例もあります。こうした生徒の場合、少し変わった言動・行動が見られたとしても、周囲も本人もそれが発達障害の特性によるものとは気付かず、常識や社会性に欠けているといった誤解を与えたまま、学校を卒業していくケースも少なくありません。

大学進学や就職など、自立と社会参加に向けた進路選択を迫られる高等学校段階における特別支援教育体制の整備においては、専門性の高い特別支援教育コーディネーターを中心とした校内体制を整え、全教職員の発達障害に対する正しい理解の下、教員一人一人が個別指導計画を作成・活用した適切な指導を行うことのできる指導力を身に付ける必要があります。また、中学校との連携強化や進学・就職への移行支援のツールとして個別の教育支援計画を位置付け、連続性のある支援体制の整備に努める必要があります。

イ 発達障害の生徒に対する就労支援体制の整備・充実

発達障害の生徒の場合、就職しても対人関係や仕事上のトラブルから離職を余儀なくされるケースは少なくありません。発達障害の生徒の職場定着を図るためには、生徒一人一人に応じた職種や職場との適合（マッチング）が極めて重要であり、そのためには生徒本人へのキャリア・ガイダンス^bの充実がとても大切になります。

発達障害の生徒の就職に際しては、本人の興味や関心、職業適性、作業特性（手先の器用さなど）を総合的に考慮し、適職に就けるように必要な支援策を講じることが大切です。そのためには、都立知的障害特別支援学校や各種就労サポート機関との連携等によって就労支援や職場定着支援の体制の整備に努めるとともに、発達障害の特性と職業適性等に関する理解を深める研修を充実させるなどして進路指導担当教諭等の専門性の向上を図り、専門性に裏付けられたキャリア・ガイダンスを充実させることなどが重要です。

ウ 適切な進路選択の実現

公立中学校卒業生の都立特別支援学校高等部への進学率の推移を見ると、昭和 62 年度には 0.4%であったものが、平成 22 年度には 1.3%にまで上昇しており、その大半が都立知的障害特別支援学校高等部への進学者です。療育手帳（愛の手帳）の取得状況を見ても、12～14 歳という高等学校への進路選択の段階において療育手帳を取得する生徒の割合がここ数年増加の傾向にあります。

都立知的障害特別支援学校高等部への進学率増加の背景には、特別支援教育への理解の進展や、高等部職業学科の設置等による職業教育や就労支援への期待等があるものと推測されます。

自己の障害特性に応じた適切な指導と必要な支援を受けることができ、自分の長所や可能性を更に伸ばせる学校を進学先として選択することは、将来の社会参加に向けて極めて大切なことです。こうしたことから、すべての都立高等学校等が発達障害の生徒に対する学習指導・生活指導・進路指導の充実を努めていくことで、特別な支援を必要とする生徒の進路選択の幅を広げることができると考えます。

（２） 特別支援教育の理解推進の充実

都教育委員会では、これまでも都立高等学校等の教員を対象に、特別支援教育全般や発達障害

の特性等に関する理解を啓発・推進するとともに、国の委嘱によるモデル事業の成果等を普及することを目的とした理解啓発リーフレットの作成・配布等を行ってきました。

しかし、都立高等学校等における理解推進は、小・中学校に比べて遅れている現状にあることから、第三次実施計画においては「都立高等学校等における発達障害の生徒の指導に関する理解啓発事業」を実施し、外部専門家等との連携による校長・副校長や主幹教諭等を対象とした特別支援教育の研修や、生活指導担当者会及び進路指導担当者会における事例研究などのより一層の充実、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用に役立つ指導資料の作成・配布等を通じて、都立高等学校等の教員に対する理解推進に努めていきます。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
都立高等学校等における発達障害の生徒の指導に関する理解推進の充実		指導資料の作成・配布		→	
		研修の実施		→	

(3) 特別支援教育コーディネーターの指名・育成

都立高等学校等における特別支援教育コーディネーターの指名は、平成20年度にすべての学校において行われましたが、校内事情による校務分掌所属の変更や人事異動等を考慮すると、今後とも継続的な指名・育成が必要となります。

したがって、現在、東京都教職員研修センターにおいて、都立高等学校等の教員を対象に実施している「高等学校特別支援教育コーディネーター研修」を当面は継続し、発達障害の生徒や保護者のニーズに応じた具体的な支援策を調整・実施できる能力を育成します。

また、特別支援教育コーディネーターとしての知識・技能や経験等に応じてスキルアップを図るため、「特別支援教育コーディネータースキルアップ研修」の充実を図っていきます。

(4) 「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」の実施

都教育委員会ではこれまで、都立高等学校等で指名されている特別支援教育コーディネーターの資質・専門性の向上を図るため、各学校の発達障害の理解に関する実践事例の報告、都立特別支援学校との情報交換等を行う「都立高等学校等発達障害支援研究協議会」を実施してきました。

今後は、東京都学校経営支援センター^cごとに年2回程度実施し、都立特別支援学校との連携強化を図ります。

(5) 「都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業（仮称）」の実施

特別支援教育の理解推進や教員研修の充実、特別支援教育コーディネーターの育成及び専門性の向上に努める一方で、都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒一人一人に対する適切な指導と必要な支援を実現していくためには、全都的な視点に立って体制整備の在り方を検討する必要

があります。

なかでも、発達障害の生徒は、チャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校に相当程度在籍しているものと推測されることから、これらの学校の中からモデル校を指定し、個別指導計画や個別の教育支援計画の作成・活用による学習支援の充実、進路指導體制の充実、特別支援教育コーディネーターの機能強化、心理の専門家による巡回相談の効果等に関する実践的な研究を行うことで、都立高等学校等における特別支援教育推進体制の在り方を明らかにします。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業の実施		検討委員会	モデル事業	→	拡充

2 都立高等学校等における個に応じた指導の充実

【現状と課題】

特別な支援を必要とする生徒に対する適切な指導と必要な支援を行うためには、個別指導計画と個別の教育支援計画を作成し、教員間の共通理解の下、組織的に取り組んでいくことが重要です。

都立高等学校等における個別指導計画と個別の教育支援計画については、国の委嘱による特別支援教育体制のモデル事業等の指定校においては作成・活用が進められていますが、その他の都立高等学校等にも特別な支援を必要とする生徒が在籍していると推測されることから、今後の取組の充実が期待されています。都立高等学校等における個別指導計画や個別の教育支援計画の作成を推進するためには、実際の指導に即して書式を工夫・開発し、作成・活用の在り方について研究していくことが必要になります。

また、発達障害の生徒が相当程度在籍していると推測されるチャレンジスクールやエンカレッジスクール、昼夜間定時制高等学校においては、発達障害の生徒のために、障害特性に応じた進路指導を行うとともに、必要に応じて福祉、労働等の関係機関と連携した就労支援等を進めることも大切です。こうしたことから、都立知的障害特別支援学校高等部がこれまで蓄積してきた進路指導のノウハウ等も参考にしながら、発達障害の生徒の進路指導の充実が望まれます。

自立と社会参加を見据えた発達障害の生徒への支援は、学級担任や特別支援教育コーディネーターといった校内資源や、都立知的障害特別支援学校などの地域の教育資源だけでなく、心理の専門家等の外部人材の活用も効果的です。都教育委員会では、第一次・第二次実施計画を通じて、心理の専門家による巡回相談を試行・実施してきました。第三次実施計画においても、引き続き巡回相談の充実を図り、発達障害の生徒やその保護者及び学校への支援を充実させていきます。

【改善の方向及び計画】

(1) 個別指導計画、個別の教育支援計画に基づく指導と支援の充実

都立高等学校等における個別指導計画及び個別の教育支援計画に基づく個に応じた指導の充実を図るため、「都立高等学校等における個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用に関する検討委員会（仮称）」を設置し、書式の改善や作成・活用の具体的事例等について研究・開発を進めます。

特に、個別の教育支援計画については、中学校との連携強化により、移行支援のツールとして十分に活用できるよう、具体的な事例に基づく検証・研究を行い、その成果を指導資料等にまとめて普及を図ります。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
個別指導計画、個別の教育支援計画に基づく指導と支援の充実		都立高等学校等における個別指導計画・個別の教育支援計画の作成・活用に関する検討委員会（仮称）		指導資料作成	成果普及

(2) 進路指導の充実

ア 進路指導体制の充実

発達障害の生徒のキャリア・ガイダンスの充実、個に応じた就労先の開拓等をきめ細かく進めていくためには、現状の指導体制では十分な対応が難しい状況が見受けられます。

そこで、第三次実施計画では、前述した「都立高等学校等における特別支援教育体制モデル事業（仮称）」において、発達障害の生徒が相当程度在籍していると推測される学校をモデル校とし、進路指導担当について人的措置を行うなどして、進路指導体制の在り方について検証・研究を行います。

イ 「都立特別支援学校と連携した都立高等学校等の進路指導の充実事業（仮称）」の実施

都立高等学校等に在籍する発達障害の生徒の就労支援を充実させるため、都立永福学園就業技術科等の就労支援に関する取組を参考とするとともに、地域の都立知的障害特別支援学校高等部や東京都特別支援教育推進室との連携を強化し、進路指導に関するノウハウや最新情報の収集・活用等を行える体制整備の在り方について実践的な研究を行います。

具体的には、進路指導の在り方に関する検討委員会を設置するとともに、都内を6つのブロックに分け、ブロックごとに都立特別支援学校と都立高等学校等の進路指導担当者による「進路連絡協議会（仮称）」を開催し、情報交換や理解啓発資料の作成等を行います。

また、現在、東京都特別支援教育推進室において収集・整備している企業開拓情報等を、必要に応じて都立高等学校等にも提供できるようにします。

項目	一次・二次計画	第三次実施計画			
	16～22年度	23年度	24年度	25年度	26～28年度
都立特別支援学校と連携した都立高等学校等の進路指導の充実事業の実施		検討委員会			
				ブロックごとの連絡協議会の実施 理解啓発資料の作成	

(3) 特別支援教育コーディネーターの機能強化

都立高等学校等において、これまで指名により校務分掌上の職務を担ってきた特別支援教育コーディネーターについて、特別支援教育のより一層の推進役としての機能強化を図るため、人的な措置を行います。

具体的には、前述した「都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業（仮称）」の成果を踏まえて配置の在り方を明確にします。

(4) 心理の専門家による相談支援体制の整備

現在、東京都特別支援教育推進室が拠点となり、都立高等学校等からの要請に応じて、発達障害に関する専門的な判断や指導に関する相談・助言のできる心理の専門家を巡回相談に派遣するシステムを実施しています。

心理の専門家による巡回相談は、発達障害の生徒やその保護者のみならず、学級担任や学校全体に波及する効果も高いことが報告されていることから、今後も継続して実施していきます。また、更なる拡充の方向性については、前述した「都立高等学校等における特別支援教育体制整備モデル事業（仮称）」の成果を踏まえて検討していきます。

(5) 都立特別支援学校との連携による教育内容の充実

ア 発達障害を含む障害のある生徒の指導内容・方法の充実

都立高等学校等に在籍する発達障害を含む障害のある生徒の指導内容・方法の充実に当たっては、都立高等学校等からの要請に応じて、地域の都立知的障害特別支援学校（高等部設置校）がセンター的機能を発揮して支援していきます。

イ 交流及び共同学習の充実

学習指導要領に示されたとおり、都立高等学校等においても、障害のある生徒と障害のない生徒の交流及び共同学習は、障害児（者）の理解推進と共生社会の実現に向けて重要な教育活動になります。これまでも都立特別支援学校は近隣の都立高等学校等や私立高等学校とお互いに交流校を定め、積極的に交流活動を行ってまいりましたが、今後も、都立高等学校等の生徒が障害児（者）理解を深め、共生社会の実現に積極的に寄与できる人材となるよう、交流及び共同学習の一層の推進に努めます。

(6) 東京都教職員研修センターによる支援の実施【再掲】

東京都教職員研修センターでは、教育情報の提供として、研究・研修に関する情報の収集・発信等を行うとともに、「授業研究ヘルプデスク」を開設し、授業力向上を目指す教員や学校を対象に、電話、ファクシミリ及びEメールによる相談対応や資料提供を行っています。

今後は、東京都特別支援教育推進室等と連携を図りながら、特別支援教育全般や発達障害の児童・生徒の指導内容や方法の工夫・開発等に関する相談対応や教育情報の提供を充実させていきます。

(7) 東京都教育相談センターにおける相談事業の充実

ア 発達障害の児童・生徒への相談の充実【再掲】

発達障害等による集団への不応や学業不振など、発達障害の児童・生徒の不安や悩みの軽減・解消等を図るための電話相談や来所相談事業の充実を図ります。

また、不登校生徒や中退者支援である「青少年リスタートプレイス事業」における相談の中にも、発達障害に関するものもあります。このような機会も一層充実させ、相談事業の充実を図ります。

イ 学校教育相談の充実

発達障害の児童・生徒の理解、事例への対応などについて、教職員等からの相談を受け、学校教育相談の充実を図ります。また、都立高等学校等からの要請に応じ、指導主事や心理の専門家等を研修会や事例検討会へ派遣するなど、都立高等学校等への支援の充実を図ります。

(8) 東京都特別支援教育推進室の相談支援機能の拡充

都立高等学校等に通う発達障害の生徒が、心理の専門家によるサポートや東京都就労支援員^dによる就職相談などを受けることのできる場所として、東京都特別支援教育推進室の相談支援機能の拡充を図ることについて検討・試行します。

^a エンカレッジスクール

エンカレッジとは、「励ます」「力づける」の意味。小・中学校では十分に能力を発揮できなかった生徒のやる気を育て、頑張りを励まし、応援する学校。都立足立東高等学校、都立秋留台高等学校、都立練馬工業高等学校、都立蒲田高等学校、都立東村山高等学校が指定されている。

^b キャリア・ガイダンス

進路指導について、生徒が主体的な選択やより良い自己決定ができるよう、適切な情報提供や案内・説明、活動体験、各種の援助・相談活動などを行うこと。

^c 東京都学校経営支援センター

都教育委員会は、平成18年度、都内に6ヶ所(3所3支所)の東京都学校経営支援センターを設置した。東京都学校経営支援センターは、都立学校に対し、校長がリーダーシップを発揮し、より自律的な学校経営を行っていきことができるよう本庁業務の一部を移行し、学校の身近な地域で、学校の実態に応じた機動的できめ細かな支援を行っていくことを目的としている。また、これまで都立学校で行っていた契約等の事務を集中処理することにより、学校の事務量を軽減し、経営企画室(事務室の名称変更)の経営面の機能強化を図っている。

^d 東京都就労支援員

東京都特別支援教育推進室に勤務する専務的非常勤職員。企業開拓を中心とした就労支援業務に携わる。